主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意第一、二点は証拠の取捨を争ひ事実誤認を主張するものであり、弁護人田坂駿の上告趣意は、上告の的確な理由は発見し得ないが事実誤認の疑があるというのであつて、いずれも刑訴四〇五条の上告理由に当らない。また記録を調べても同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三〇年一一月八日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	本	村	善太	郎
裁判官	島			保
裁判官	河	村	又	介
裁判官	小	林	俊	Ξ
裁判官	垂	水	克	己